



KANEMATS

第125回定時株主総会

招集ご通知

開催日時 ▶ 2019年6月21日（金曜日）午前10時

開催場所 ▶ 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

※開催場所の階数が前回と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。

第1号議案 ▶ 取締役6名選任の件

第2号議案 ▶ 監査役3名選任の件

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時10分まで

目次

株主の皆さまへ	2
第125回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
（提供書面）	
事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43



企業理念

創業主意「わが国の福利を増進するの分子を播種栽培す」

「いま一粒の種をまく、それは我が国、日本の幸福、利益を増進する芽ばえを期待して、いまその種をまくのだ」と言う、当社創業者兼松房治郎が創業の際に宣言した主意です。「わが国の福利」とは明治時代に日本人が経済を発展させるための共通した社会的使命観でした。現在では、一般公共の利益、社会貢献、国際社会への寄与、人類への貢献などに通じる考え方であり当社の企業活動の原点となっています。この主意を受け継ぎ、基本理念にまとめたものが、1967年に兼松江商として合併を機に制定された「われらの信条」です。

われらの信条

1. 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
2. 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
3. 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

兼松は、本年創業130周年を迎えます。この長い歴史の中で、さまざまな困難を乗り越え、時代に合わせて変化して参りました。現在は更なる成長軌道を描くため、創業135周年を目指した中期ビジョン「*future 135*」を掲げて進んでおります。効果的な事業投資による規模拡大や付加価値の獲得を追求し続けることに加え、IoTやAIなどの技術革新をビジネスチャンスとすべく、新規事業の推進にも取り組んでおります。

ビジネスを取り巻く環境は、常に変化しています。兼松グループは、広く国際社会に目を向け社会的課題にも挑戦していくことで、新たな市場や価値を創造し、地球環境や社会の持続的発展と兼松グループの成長に繋げていきたいと考えております。すべてのステークホルダーの皆さまのご期待にお応えできるよう、兼松グループならではの価値創造を目指し、一層の努力を重ねて参ります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 谷川 薫

株 主 各 位

証券コード 8020
2019年5月31日

神戸市中央区伊藤町119番地

兼松株式会社

代表取締役社長 谷川 薫

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時10分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面の郵送による場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を、上記の行使期限までにご入力ください。なお、電磁的方法による議決権行使の方法の詳細は5～6ページをご参照ください。

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館
※開催場所の階数が前回と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
 - 報告事項
 - 1. 第125期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第125期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面および下記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

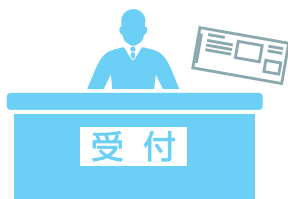
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.kanematsu.co.jp>

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

▶ 株主総会にご出席される場合

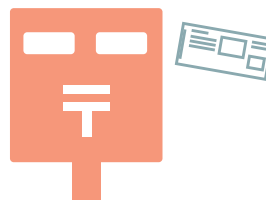


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時：2019年6月21日（金曜日）
午前10時

場所：当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

▶ 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：2019年6月20日（木曜日）
午後5時10分到着分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

▶ インターネット等による 議決権行使の場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙にインターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

行使期限：**2019年6月20日（木曜日）**
午後5時10分入力分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間 9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

◀◆ 株主総会参考書類

【第1号議案】取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の効率化のため2名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

しも じま まさ ゆき
下 嶋 政 幸

再 任

生年月日

1951年8月6日

所有する当社の株式数

25,100株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月 当社入社
1995年 7月 兼松米国会社副社長就任
2000年 7月 当社IT統括室長
2002年 6月 兼松米国会社取締役社長就任
2006年 6月 当社取締役就任
2009年 6月 常務取締役就任
2010年 4月 代表取締役社長就任
2017年 6月 代表取締役会長就任 現在に至る

● 取締役候補者とした理由

下嶋政幸氏は、2010年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。2017年に代表取締役会長就任後も、当社グループ経営の監督等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たに がわ
谷川

かおる
薫

再任

生年月日

1958年9月24日

所有する当社の株式数

19,900株

● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月	当社入社	2014年 6月	執行役員制度拡充に伴い 取締役退任
2004年 7月	兼松米国会社サマセット支店長		常務執行役員就任
2008年 1月	当社情報・産業電子部長	2015年 6月	取締役 専務執行役員就任
2010年 6月	兼松コミュニケーションズ 株式会社に 同社取締役就任	2017年 6月	代表取締役社長就任 現在に至る
2011年 4月	当社企画部長		
2013年 6月	取締役就任		

● 取締役候補者とした理由

谷川 薫氏は、2013年に取締役就任、電子・デバイス部門、企画を担当し、事業の拡大および経営戦略の策定に尽力し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年に代表取締役社長就任後も、当社グループ経営の推進にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

みや べ よし や
宮部 佳也

再任

生年月日

1959年1月21日

所有する当社の株式数

11,200株

● 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月	当社入社	2014年 6月	執行役員制度拡充に伴い 取締役退任
1999年 4月	電子機器部第一課長		常務執行役員就任
2001年 6月	兼松米国会社シカゴ支店勤務	2018年 6月	取締役 専務執行役員就任 現在に至る
2006年 2月	当社電子機器部長		(現担当業務) 車両・航空部門長、大阪支社長、 名古屋支店長、先進技術・事業 連携統括
2012年 6月	取締役就任		

● 重要な兼職の状況

カネヨウ株式会社 社外取締役

● 取締役候補者とした理由

宮部佳也氏は、入社以来主に車両・車載、電子機器事業に従事し、2012年に取締役就任、海外サプライチェーンの構築など、収益基盤の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

つた の てつ ろう
薦野哲郎

再任

生年月日

1969年4月3日

所有する当社の株式数

8,700株



● **略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1992年4月 当社入社
 2007年8月 主計部経理管理課長
 2012年4月 財務部資金課長
 2013年4月 財務部長
 2017年6月 取締役 執行役員就任
 2018年6月 取締役 上席執行役員就任
 現在に至る
 (現担当業務) 財務、主計、営業経理担当

● **取締役候補者とした理由**

薦野哲郎氏は、入社以来財務・主計に従事し、当社の健全な財務体質の強化に尽力してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

かた やま せい いち
片山誠一

再任

社外
 取締役

独立
 役員

生年月日

1943年4月18日

所有する当社の株式数

0株



● **略歴、当社における地位および担当**

1971年4月 神戸商科大学助手	2013年4月 同経済学部教授
1980年9月 エバーグリーン州立大学客員教授	2014年4月 同経済学部客員教授
1987年4月 神戸商科大学教授	2015年6月 当社社外取締役就任
1993年12月 神戸大学経済経営研究所教授	現在に至る
2000年4月 同経済経営研究所所長	2017年4月 愛知学院大学特任研究員
2007年4月 同名誉教授 現在に至る	現在に至る
愛知学院大学商学部教授	

● **重要な兼職の状況**

神戸大学名誉教授

● **社外取締役候補者とした理由**

片山誠一氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、経済学を専門とする大学教授であり、当社の社外取締役として、企業経営についての幅広い知識と高い見識をもとに経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

た は ら ゆ う こ
田原 祐子

新任

社外
取締役

独立
役員

生年月日

1959年10月9日

所有する当社の株式数

0株

● 略歴、当社における地位および担当

1991年4月	マンパワー・ジャパン株式会社 入社	2012年6月	一般社団法人フレームワーク 普及促進協会 代表理事就任 現在に至る
1993年8月	株式会社リック入社 電化住宅推進室長	2018年6月	サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 現在に至る
1998年7月	株式会社ベーシック 代表取締役就任 現在に至る		

● 重要な兼職の状況

株式会社ベーシック 代表取締役
一般社団法人フレームワーク普及促進協会 代表理事
サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)

● 社外取締役候補者とした理由

田原祐子氏は、企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識を有していることから、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 片山誠一氏および田原祐子氏は社外取締役候補者であります。
3. 片山誠一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 当社と片山誠一氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (2) 当社と田原祐子氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 片山誠一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。また、田原祐子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

【第2号議案】監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 梨本文彦、山田洋之助および宮地 主の各氏は任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。


監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	生年月日	所有する当社の株式数
1	1952年 4月 3日	8,600株

新任

むら お て つ ろ う
村尾 哲朗



- **略歴、当社における地位**
 - 1976年 4月 当社入社
 - 2009年 6月 取締役就任
 - 2011年 6月 常務取締役就任
 - 2014年 6月 取締役 専務執行役員就任
 - 2015年 6月 新東亜交易株式会社 代表取締役社長就任
 - 2018年 6月 兼松サステック株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 現在に至る
- **重要な兼職の状況**
兼松サステック株式会社 社外取締役(監査等委員)
- **監査役候補者とした理由**
村尾哲朗氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、企業経営全般に関する豊富な経験・見識を当社の監査に反映していただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやち
宮地

つかさ
主

再任

社外
監査役

独立
役員

生年月日

1946年4月3日

所有する当社の株式数

0株



● 略歴、当社における地位

1970年4月 監査法人中央会計事務所入所
1985年8月 同社員就任
1989年8月 中央新光監査法人代表社員就任
1997年6月 中央監査法人理事および大阪事務所
務所長就任

2000年5月 中央青山監査法人理事退任
2004年6月 同大阪事務所長退任
2007年7月 みすず監査法人退職
2007年8月 宮地公認会計士事務所開業
現在に至る
2015年6月 当社社外監査役就任
現在に至る

● 重要な兼職の状況

公認会計士

● 社外監査役候補者とした理由

宮地 主氏は、公認会計士として培われた会計に関する専門的な知識・経験を当社の監査に反映していただいております、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

くらはしゆうさく
倉橋雄作

新任

社外
監査役

独立
役員

生年月日

1980年10月29日

所有する当社の株式数

0株



● 略歴、当社における地位

2007年12月 弁護士登録
2007年12月 中村・角田・松本法律事務所入所
2015年1月 同法律事務所 パートナー就任
現在に至る

● 重要な兼職の状況

弁護士

● 社外監査役候補者とした理由

倉橋雄作氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験などを当社の監査に生かしていただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮地 主氏および倉橋雄作氏は社外監査役候補者であります。
3. 宮地 主氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 監査役との責任限定契約について
- (1) 当社と宮地 主氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (2) 当社と村尾哲朗氏および倉橋雄作氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 宮地 主氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。また、倉橋雄作氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

[提供書面]

◆ 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、金融市場の変調や貿易摩擦の深刻化などが懸念されながらも、引き続き緩やかな成長が続きました。

米国においては、FRBの金融政策に端を発する金融市場の変調に見舞われつつも、堅調な個人消費や雇用・所得環境の改善、税制改革による減税効果などから戦後最長をうかがう持続的な景気拡大局面にあります。一方、欧州においては、英国のEU離脱問題やドイツ経済の失速、イタリアにおける財政不安の影響が懸念され、アジア新興国についても利上げなどの影響により緩やかな減速に転じ、中国においては貿易摩擦の激化により、経済成長は鈍化しました。

わが国経済は、世界経済の影響を受けつつも、設備投資や雇用の拡大、堅調な企業収益などにより、緩やかな成長を続けております。

このような環境のもと、当期の当社グループの業績につきましては、次のとおりとなりました。

原油価格下落の影響を受けたエネルギー事業や、米国による経済制裁の影響により中東向け取引の減退を受けた車両・車載部品事業、また、米中貿易摩擦の影響を受けた半導体部品・製造装置事業で減収減益となった一方、旺盛なIT投資需要を受けたICTソリューション事業や、携帯電話販売代理店子会社の統合効果が継続したモバイル事業、配合飼料価格が安定推移した食糧事業、官公庁向けや海外での航空機部品取引が好調だった航空・宇宙事業などが増収増益となり、全体を牽引しました。

その結果、収益は、前期比90億59百万円（1.3%）増加の7,238億49百万円となり、売上総利益も、前期比36億43百万円（3.4%）増加の1,100億14百万円となりました。営業活動に係る利益は、売上総利益の増加などにより、前期比41億89百万円（16.0%）増加の303億49百万円となりました。また、金融収支は良化した一方、持分法による投資損益が前期より悪化した結果、税引前利益は、前期比31億34百万円（12.0%）増加の291億77百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比2億88百万円（1.8%）増加の166億5百万円となりました。その結果、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）は、13.8%となりました。

財政状態につきましては、流動資産の増加等により総資産が増加した一方、利益剰余金の積上げ等により親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）も増加いたしました。その結果、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は22.8%、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.4倍と、引き続き安定した健全な財務体質を維持しております。

事業セグメント別の業績

電子・デバイス

収益 **2,655億30**百万円
(前期比**0.8%**増)

ICTソリューション事業は、製造業、サービス業、官公庁向けを中心としたサーバー、ストレージ分野でのIT投資需要を受け、引き続き堅調に推移しました。モバイル事業は、携帯電話販売代理店子会社の統合効果継続により順調に推移しました。電子機器事業は、昨年12月に当社が100%子会社化したカードプリンター事業会社にて、第4四半期に顕現した大口案件などにより、業績の底上げを図ることができました。一方で、半導体部品・製造装置事業は、需要の低下に伴い苦戦を強いられました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。



36.7%

食料

収益 **2,448億59**百万円
(前期比**5.9%**増)

食糧事業は、国内飼料価格が安定的に推移し、特に畜産飼料および水産飼料が好調に推移しました。食品事業は、農産加工品取引が安定した原料相場と健康志向の高まりによる旺盛な需要に支えられ順調に推移しました。畜産事業は、相場の変動がありましたが堅調に推移しました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。



33.8%

鉄鋼・素材・プラント

収益 **1,394億36**百万円
(前期比**8.9%**減)

エネルギー事業は、原油価格の一時的な下落を背景に苦戦を強いられました。鉄鋼事業は、通商問題等を背景に一部輸出取引が影響を受けた一方で、堅調な内需を背景に国内取引は順調に推移しました。北米における油井管事業につきましても活発な掘削需要を背景に好調に推移しました。工作機械・産業機械事業は、国内を中心とした底堅い需要に支えられ、好調に推移しました。化学品事業は、特に医薬品関連取引が好調に推移しました。その結果、セグメント全体では減収増益となりました。



19.3%

車両・航空

収益 **620億63**百万円
(前期比**14.0%**増)

航空・宇宙事業は、主力取引である航空機部品ビジネスが順調に推移しました。また、ロケット打上げビジネスにも参画し、事業領域を拡大しました。車両・車載部品事業は、中東向け取引の減退はあったものの、アジア市場の拡大に伴い主力取引である部品ビジネスが堅調に推移しました。また、CASE、MaaS時代に備え、先進技術に対応するため、北米のシリコンバレーに投資拠点を設立しました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。



8.6%

その他

収益 **119億60**百万円
(前期比**5.8%**減)

その他の事業セグメントにおいては、前期にゴルフ事業譲渡に伴う固定資産の減損がありました。当期はそのような特別な要因はありませんでした。その結果、セグメント全体では減収増益となりました。



1.6%

(事業セグメント別収益)

事業セグメント	金額	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
電子・デバイス	265,530	36.7	0.8
食料	244,859	33.8	5.9
鉄鋼・素材・プラント	139,436	19.3	△8.9
車両・航空	62,063	8.6	14.0
その他	11,960	1.6	△5.8
合計	723,849	100.0	1.3

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

当社グループは、6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」の中で掲げている「持続的成長」を実現するために必要な、低コストで安定的な資金調達を基本方針として資金調達活動に取り組んでおります。

当期につきましては、十分な規模の現金及び現金同等物の確保、および適正な負債資本バランスを維持しつつ、間接金融による資金調達を行っております。また、期日の到来した普通社債50億円の償還を行っております。

この結果、当期末におけるネット有利子負債残高は499億69百万円となり、前期末に比べ90億76百万円減少いたしました。

4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

5) 対処すべき課題

中期ビジョン「*future 135*」について

当社グループは、6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」（2018年4月～2024年3月）を策定し、前期より取り組んでおります。

(1) 定量目標

「*future 135*」では、兼松グループが有する強い事業をさらに伸ばし、かつ安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を実現して参ります。効果的な事業投資による規模の拡大や付加価値の獲得を追求し、連結当期利益250億円を目標としております。

また、収益構造および財務構造の安定性を背景に、配当性向（総還元性向）は25～30%とし、資本の効率性を重視した経営を推進いたします。

	最終年度目標（2024年3月期）	2019年3月期実績
連結当期利益	250億円	166億円
R O E	13%～15%	13.8%
総還元性向	25%～30%	30.3%

(注) 連結当期利益は親会社の所有者に帰属する当期利益を示しております。

(2) 重点施策および当期末における進捗状況

① 基盤となる事業における持続的成長と、事業投資による規模拡大

基盤事業の持続的成長を実現するとともに、安定した財務構造を活かし、資本とリスクアセットのバランスを取りつつ事業投資を実行して参ります。また、強みを有する事業分野において、「規模拡大」型と「付加価値」型の二軸で推進し、当期においては、主に次のような事業投資を実行いたしました。

- ✓ 電子・デバイスセグメントの主力事業の一つであるカードプリンタービジネスにおいて、多様な顧客ニーズに対応し、シナジーを発揮していくため、プリンターの設計・開発機能を有する株式会社ジー・プリンテックを完全子会社化しました。
- ✓ 鉄鋼・素材・プラントセグメントにおいては、当社グループにおける鉄鋼ビジネスのシナジー拡大のため、韓国の鋼板加工メーカーと資本提携いたしました。

② 技術革新への対応

現行分野の周辺において将来に向けた「イノベーション」型の開発投資を行い、IoTやAIなど先進技術を軸とした新規事業を推進・拡大いたします。

当期においては、CASE、MaaS時代に備え、先進技術の発掘やスタートアップ企業との協業に向けて、北米シリコンバレーに投資拠点を設立し、サイバーセキュリティ分野を主な投資対象とするファンドに参画しました。

③ 持続的成長を実現するための経営インフラ確立

主要海外拠点における事業会社の拡充などグローバルな体制構築を図ります。また、事業経営の担い手となる人材の育成も継続して取り組むとともに、働き方改革の推進など従業員満足度(ES)の向上を目指して参ります。

事業経営の担い手となる人材育成としては、経営者としての視点でのビジネスや組織を運営する能力を身に付けるための経営者育成研修を前期より実施しており、主要海外拠点における事業会社の拡充などグローバルな体制に対応できる人材の育成を進めております。

働き方改革の推進や従業員満足度(ES)の向上としては、前期に引き続き年次有給休暇の計画的付与制度「ブロンズウィーク制度」の拡充を進めるなど、働き方改革を推進いたしました。

これらの結果、「*future 135*」の目標である親会社の所有者に帰属する当期利益250億円に向けて、初年度として当期は前期比2億88百万円（1.8%）増加の166億5百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）も13.8%と、引き続き13~15%の水準を維持しております。

また、当期利益が期初見通しを上回り、営業活動に係る利益につきましても前期比16%増益と収益構造の底堅さが確認できたことから、配当金については当初公表の期末配当予想から10円増額し、年間配当金を1株当たり60円とさせていただきますので、配当性向についても総還元性向の目処値上限程度の30.3%となりました。

（3）来期の見通し

来期の世界経済は、米国では堅調な雇用環境や個人消費が期待されるものの、減税効果の剥落や金融市場の変調も懸念されます。欧州では、英国のEU離脱問題や各国政治状況などが引き続き不安視されます。中国では貿易摩擦の影響が続き、アジア・新興国においても中国減速の影響が生じつつあるなど、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

わが国経済は、堅調な設備投資需要や良好な雇用環境が続くとみられるものの、世界経済の動向による影響や10月の消費増税が懸念されます。

このような環境のもと、引き続き強い事業をさらに伸ばし、かつ安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を目指すため、効果的な事業投資を行い規模の拡大や付加価値の獲得を進めて参ります。それにより、来期の親会社の所有者に帰属する当期利益は170億円を見込んでおります。

また、来期の配当予想につきましては、1株当たり年間配当金は60円を予定しており、配当性向は29.6%と総還元性向の目処値上限程度を目指して参ります。

*業績予想に関する留意事項

本資料に記載されている業績予想ならびに将来に関する記述は、本資料の発表日現在において当社が入手可能な情報および合理的な仮定に基づいた推測を前提としております。したがって、実際の業績は様々な要因により本資料に記載されたものと大きく異なる結果となる可能性があることにご留意ください。

6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第122期 (2016年3月期)	第123期 (2017年3月期)	第124期 (2018年3月期)	第125期 (当連結会計年度 (2019年3月期))
収 益 (百万円)	668,374	675,579	714,790	723,849
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	8,959	8,049	16,317	16,605
基本的1株当たり 当期利益 (円)	106.46	95.64	193.79	198.22
資 産 合 計 (百万円)	443,592	479,717	519,889	549,459
資 本 合 計 (百万円)	120,706	129,863	147,050	158,698

- (注) 1. 第123期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第122期も国際会計基準（IFRS）に準拠した諸数値を記載しております。
2. 第125期の「基本的1株当たり当期利益」は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の販売 およびサービス
兼松サステック株式会社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック（地盤改良）・木材 加工・石油製品事業
兼松トレーディング株式会社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株式会社兼松ケージーケイ	百万円 706	97.84	工作機械・産業機械の販売
兼松ペトロ株式会社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新東亜交易株式会社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 1,085,263	100.00	商品の輸出入および販売

(注) 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。

8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供しております。

9) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）
海 外：マニラ支店

②主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）
兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）
兼松サステック株式会社（東京都中央区）
兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）
株式会社兼松ケージーケイ（東京都練馬区）
兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）
新東亜交易株式会社（東京都千代田区）
海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	4,158	177
食 料	778	26
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,090	36
車 両 ・ 航 空	259	9
そ の 他	222	6
全 社 (共 通)	408	△5
合 計	6,915	249

(注) 従業員数は就業人員数であります。

11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	28,299
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,360
農 林 中 央 金 庫	12,070
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,259
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	13,900

12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- 2) 発行済株式総数 84,500,202株 (自己株式256,636株を含む)
- 3) 株主数 18,694名
- 4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,674	13.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,560	6.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,521	2.99
東京海上日動火災保険株式会社	2,322	2.75
GOVERNMENT OF NORWAY	2,290	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,861	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,550	1.84
株式会社三菱UFJ銀行	1,417	1.68
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	1,333	1.58
農 林 中 央 金 庫	1,249	1.48

(注) 持株比率は自己株式 (256,636株) を控除して計算しております。なお、自己株式 (256,636株) には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (711,500株) は含めておりません。

3 会社の役員に関する事項

1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	下 嶋 政 幸	
代表取締役社長	谷 川 薫	
代表取締役副社長	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
取 締 役	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携統括、 カネヨウ株式会社 社外取締役
取 締 役	鳶 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当、主計部長
取 締 役	平 井 豊	
取 締 役	片 山 誠 一	神戸大学名誉教授
取 締 役	矢 島 勉	
監 査 役 (常 勤)	梨 本 文 彦	
監 査 役 (常 勤)	小 川 荘 平	カネヨウ株式会社 社外監査役
監 査 役	山 田 洋 之 助	弁護士 三菱倉庫株式会社 社外監査役、 三洋貿易株式会社 社外取締役 (監査等委員) 、 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員
監 査 役	宮 地 主	公認会計士

- (注) 1. 取締役 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小川荘平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 梨本文彦氏は、国内子会社における代表者として、長年の会社経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 小川荘平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 宮地 主氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏、社外監査役 山田洋之助氏および宮地 主氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
※ 社 長	谷 川 薫	
※ 副社長執行役員	長谷川 理 雄	職能統括、監査室担当
※ 専務執行役員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携統括
常務執行役員	金 子 哲 哉	IT企画、運輸保険担当
常務執行役員	柴 田 和 男	審査、法務コンプライアンス担当
上席執行役員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門長
上席執行役員	濱 崎 雅 幸	食糧部門長
上席執行役員	平 澤 裕 康	食品部門長
上席執行役員	原 田 雅 弘	電子・デバイス部門長
上席執行役員	田 中 一 生	企画、人事総務担当
※ 上席執行役員	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当
執 行 役 員	小 泉 浩 一	車両・航空部門副部門長
執 行 役 員	城 所 僚 一	Kanematsu USA Inc.社長
執 行 役 員	岩 田 修	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長

(注) 1. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 2019年4月22日付で、上席執行役員 平澤裕康氏は退任いたしました。また、同日付で上席執行役員 濱崎雅幸氏の担当業務が「食糧部門長、食品部門長」に変更になっております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏、監査役である梨本文彦氏、社外監査役である小川荘平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（社外取締役を除く）	6人	271百万円
社 外 取 締 役	3人	27百万円
監査役（社外監査役を除く）	1人	27百万円
社 外 監 査 役	3人	45百万円
計	13人	372百万円

(注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30百万円以内）、監査役の報酬額は年額84百万円以内であります。

（2015年6月24日 第121回定時株主総会決議）

2. 当事業年度末の取締役（社外取締役を除く）は5名、社外取締役は3名、監査役（社外監査役を除く）は1名、社外監査役は3名であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2018年6月22日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 監査役 小川荘平氏は、カネヨウ株式会社の社外監査役であります。当社とカネヨウ株式会社との間に特別な取引関係はありません。
- 監査役 山田洋之助氏は、三菱倉庫株式会社の社外監査役、三洋貿易株式会社の社外取締役（監査等委員）およびアクティビア・プロパティーズ投資法人の監督役員であります。当社と三菱倉庫株式会社、三洋貿易株式会社およびアクティビア・プロパティーズ投資法人との間に特別な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	平井 豊	23回中 23回	—	長年にわたるビジネス経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	片山 誠一	23回中 23回	—	経済学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	矢島 勉	23回中 23回	—	企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役	小川 荘平	23回中 23回	15回中 15回	金融機関での豊富な内部管理実務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	山田 洋之助	23回中 22回	15回中 15回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	宮地 主	23回中 23回	15回中 15回	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区 分		監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
		百万円	百万円
当	社	151	0
連 結 子 会 社		194	6
	計	345	6

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんが、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。
(最終改訂 2015年4月27日)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

<われらの信条>

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。

⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- ③当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。経営会議には、社外取締役および監査役も出席する。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。

- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。案件審議会には、監査役も出席する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べるすることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以上

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

・コンプライアンスおよびリスク管理の状況

代表取締役社長から当社グループの役職員に向け、業務の有効性・効率性の追求にあたっての当然の前提として、個々人の倫理観の確立とコンプライアンスの重要性について繰り返し発信いたしました。また、階層別の社内コンプライアンス研修の実施、法令遵守に関する留意点の社内イントラネットへの掲載、社内ルール遵守を自ら確認して必要な是正を行う自己点検の実施など、コンプライアンスの実践に取り組みました。

より一層の効率性・実効性のある業務統制とリスク管理を図るべく、社内ルールの見直しにも引き続き取り組みました。職務権限規程および職務権限明細表、情報セキュリティに関する社則、事業継続計画（BCP）に関する社則等を改訂いたしました。また、国別与信枠／取引運用ルールの随時の見直しを行いました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計2回開催し、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回、それらの管理部門の担当役員・部長等が集まるグループ職能連絡会を1回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

・取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則月1回、計23回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、当社グループの経営方針その他の重要事項を決定いたしました。

経営会議は、原則月2回、計27回開催し、取締役会が決定した経営方針に基づいて業務執行の指揮、指導にあたりました。また、案件審議会は原則月2回、計25回開催し、重要案件について事前に審議した結果を決裁者に答申いたしました。

子会社の経営については、主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

- 監査役監査の実効性確保

監査役は、取締役の職務執行を監査するにあたり、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受け、またすべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席しました。また、主要なグループ会社の代表取締役から業務執行等について報告を受け、それらの会社の監査役等とも、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ適宜の情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、内部監査と監査役監査との連携を図るべく、監査役との定期的な面談を実施し、子会社監査を含めた内部監査の年次計画、実施状況、監査結果等について説明しました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、ならびに当社の業績や財政状態に影響を与える事項等について意見交換することを通じて、会計監査人の取締役からの独立性の確認や会計監査人の体制・業務品質の評価を行いました。

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。

配当につきましては、中期ビジョン「*future 135*」において、配当性向（総還元性向）25～30%を目標に掲げております。当期につきましては中間配当において1株当たり25円の配当を実施させていただきました。当期末の配当金につきましては、35円とさせていただきましたので、年間配当金は1株当たり60円となりました。その結果、配当性向は30.3%となりました。

次期の配当につきましては、引き続き順調な業績が見込まれることから、1株当たり年間配当金は60円（中間30円、期末30円）とする予定です。よって、配当性向は29.6%となる見込みです。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	444,443
現金及び現金同等物	88,941
営業債権及びその他の債権	227,300
棚卸資産	96,232
その他の金融資産	3,546
その他の流動資産	28,420
非流動資産	105,016
有形固定資産	22,090
のれん	8,810
無形資産	23,051
持分法で会計処理されている投資	6,867
営業債権及びその他の債権	1,449
その他の投資	32,416
その他の金融資産	4,216
繰延税金資産	2,609
その他の非流動資産	3,504
資産合計	549,459

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	312,443
営業債務及びその他の債務	196,054
社債及び借入金	74,316
その他の金融負債	6,093
未払法人税等	3,469
引当金	189
その他の流動負債	32,321
非流動負債	78,317
社債及び借入金	65,188
その他の金融負債	2,636
退職給付に係る負債	6,555
引当金	1,368
繰延税金負債	1,362
その他の非流動負債	1,205
負債合計	390,760
(資本の部)	
資本	
資本金	27,781
資本剰余金	26,882
利益剰余金	60,748
自己株式	△1,318
その他の資本の構成要素	11,153
在外営業活動体の換算差額	1,865
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	9,580
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△293
親会社の所有者に帰属する持分合計	125,246
非支配持分	33,451
資本合計	158,698
負債及び資本合計	549,459

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
収益		723,849
原価		△613,834
売上総利益		110,014
販売費及び一般管理費		△80,393
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	△238	
固定資産減損損失	△111	
その他の収益	2,669	
その他の費用	△1,592	727
営業活動に係る利益		30,349
金融収益		
受取利息	371	
受取配当金	1,189	1,561
金融費用		
支払利息	△2,662	
その他の金融費用	△434	△3,096
持分法による投資損益		363
税引前利益		29,177
法人所得税費用		△8,728
当期利益		20,449
当期利益の帰属:		
親会社の所有者		16,605
非支配持分		3,844

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分									
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					親会社の 所有者に 帰属する 持分合計
					在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計	
2018年3月31日残高	27,781	26,810	48,559	△193	1,275	12,684	△905	－	13,055	116,012
会計方針の変更による累積的影響額			△61						－	△61
会計方針の変更を反映した期首残高	27,781	26,810	48,498	△193	1,275	12,684	△905	－	13,055	115,951
当期利益			16,605							16,605
その他の包括利益					589	△2,940	612	137	△1,601	△1,601
当期包括利益	－	－	16,605	－	589	△2,940	612	137	△1,601	15,003
配当金			△4,655						－	△4,655
非支配株主に対する配当金									－	－
自己株式の取得				△1,128					－	△1,128
自己株式の処分		8		4					－	12
非支配株主との資本取引		△0							－	△0
株式報酬取引		64							－	64
所有者との取引額合計	－	72	△4,655	△1,124	－	－	－	－	－	△5,708
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			300			△163		△137	△300	－
2019年3月31日残高	27,781	26,882	60,748	△1,318	1,865	9,580	△293	－	11,153	125,246

	非支配持分	資本合計
2018年3月31日残高	31,037	147,050
会計方針の変更による累積的影響額		△61
会計方針の変更を反映した期首残高	31,037	146,989
当期利益	3,844	20,449
その他の包括利益	260	△1,341
当期包括利益	4,104	19,108
配当金		△4,655
非支配株主に対する配当金	△1,689	△1,689
自己株式の取得		△1,128
自己株式の処分		12
非支配株主との資本取引	△0	△1
株式報酬取引		64
所有者との取引額合計	△1,690	△7,398
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		－
2019年3月31日残高	33,451	158,698

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

◀▶ 計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額
流動資産	170,058
現金及び預金	22,045
受取手形	2,546
売掛金	63,964
有価証券	1
たな卸資産	35,985
前渡金	10,261
前払費用	601
短期貸付金	3
関係会社短期貸付金	24,839
未収入金	4,914
デリバティブ債権	540
その他	4,377
貸倒引当金	△22
固定資産	109,623
有形固定資産	2,815
建物	403
構築物	2
機械及び装置	103
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	155
土地	1,813
リース資産	327
無形固定資産	247
ソフトウェア	189
電話加入権	7
その他	51
投資その他の資産	106,561
投資有価証券	15,969
関係会社株式	83,581
出資金	1,512
関係会社出資金	3,703
長期貸付金	1,257
従業員に対する長期貸付金	15
関係会社長期貸付金	1,267
固定化営業債権	210
長期前払費用	55
繰延税金資産	46
その他	953
貸倒引当金	△2,011
繰延資産	69
社債発行費	69
資産合計	279,751

科目 (負債の部)	金額
流動負債	123,514
支払手形	272
輸入荷為替手形	42,126
買掛金	27,332
短期借入金	32,021
リース債務	151
未払金	6,489
未払費用	908
未払法人税等	61
前受金	9,450
預り金	3,844
前受収益	12
デリバティブ債務	778
その他	62
固定負債	62,312
社債	15,000
長期借入金	46,372
リース債務	216
退職給付引当金	180
関係会社事業損失引当金	59
株式給付引当金	64
資産除去債務	200
その他	219
負債合計	185,826
純資産の部	
株主資本	89,882
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	36,521
利益準備金	131
その他利益剰余金	36,389
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	34,553
自己株式	△1,307
評価・換算差額等	4,043
その他有価証券評価差額金	3,973
繰延ヘッジ損益	69
純資産合計	93,925
負債純資産合計	279,751

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		408,393
売上原価		394,264
売上総利益		14,129
販売費及び一般管理費		13,432
営業利益		697
営業外収益		
受取利息	671	
受取配当金	9,227	
為替差益	1,162	
その他	791	11,852
営業外費用		
支払利息	2,015	
その他	831	2,846
経常利益		9,703
特別利益		
有形固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	96	109
特別損失		
固定資産処分損	2	
投資有価証券評価損	24	
関係会社減資払戻損	2,563	
関係会社整理損	3	
関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額	199	2,794
税引前当期純利益		7,019
法人税、住民税及び事業税	△2,557	
法人税等調整額	2,387	△170
当期純利益		7,189

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	32,039	34,007	△178	88,496
当期変動額										
剰余金の配当							△4,675	△4,675		△4,675
当期純利益							7,189	7,189		7,189
自己株式の取得									△1,128	△1,128
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	2,514	2,514	△1,128	1,385
当期末残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	34,553	36,521	△1,307	89,882

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,185	△423	4,761	93,258
当期変動額				
剰余金の配当			—	△4,675
当期純利益			—	7,189
自己株式の取得			—	△1,128
自己株式の処分			—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,211	493	△718	△718
当期変動額合計	△1,211	493	△718	667
当期末残高	3,973	69	4,043	93,925

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

◀ ◆ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 好 田 健 祐 ㊟
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 好 田 健 祐 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	梨 本 文 彦 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	小 川 荘 平 ㊟
社外監査役	山 田 洋之助 ㊟
社外監査役	宮 地 主 ㊟

以 上

第125回定時株主総会会場ご案内図

会 場 兼松株式会社 東京本社19階会議室
 東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 電話 03-5440-8111

※開催場所の階数が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

交 通 JR・モノレール『浜松町』駅下車 南口より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）
 都営地下鉄 『大 門』駅下車 A1出口より徒歩約15分
 ゆりかもめ 『日の出』駅下車 西出口より徒歩約5分



当社
株主総会
会場



写真の左側の建物がN館になります。

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。